

事務連絡
令和2年3月

令和2年度舞台芸術創造活動活性化事業助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部芸術活動助成課

令和2年度舞台芸術創造活動活性化事業助成金交付内定通知書の
送付及び今後の事務手続について

平素より、我が国の文化芸術の振興等に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和2年度舞台芸術創造活動活性化事業助成対象活動として内定しましたので、お知らせいたします。

今後は、芸術文化振興基金のウェブサイトより「助成金事務手続の手引」をダウンロードの上、手引に従って所定の期限までに必要な手続を行ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

※ 助成金事務手続の手引について

事務の効率化とペーパーレス化の観点から、本年よりウェブサイトからのデータ提供のみとさせていただきます。以下のURLから必ずダウンロードしていただきますようお願いいたします。

【ダウンロードサイト】

芸術文化振興基金トップページ > 助成対象活動について

> 内定された方 舞台芸術創造活動活性化事業

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/29588.html>

～ 助成金交付内定通知書を受け取ったら ～

- ① 助成金交付内定通知書の内容を確認してください（「助成金事務手続の手引」P. 2参照）。



- ② 交付内定の内容を受諾した場合、所定の期限までに助成金交付申請書を当振興会に提出してください（「助成金事務手続の手引」P. 3参照）。

【提出期限】

助成金交付申請書は、令和2年6月1日（月）必着で御提出ください（助成金交付申請書等を御郵送いただくと同時に、芸術活動助成課（geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp）宛にデータを御送付願います。また、データによる事前確認を受けることもできます。）。

なお、6月1日までに開始する活動については、可能な限り活動を開始する前までに所定の手続を済ませていただくようお願いいたします。特に助成金交付要望書の内容（実施会場、実施日程等）に変更がある場合は、必ず分野担当まで御連絡ください。新型コロナウイルスへの対応については別紙「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年5月31日までに開始予定の助成内定活動の状況確認へのご協力をお願い」を御覧ください。

- ※ 助成金交付申請書の作成に当たっては、「助成金事務手続の手引」（基金ウェブサイトよりダウンロード）を必ず御参照ください。
- ※ 助成金交付申請書の総表の提出の日付は、【令和2年4月1日】としてください。
- ※ 本助成金の審査の過程において、助成対象経費に助成対象ではない経費が含まれている場合等は、助成金交付要望書の内容に修正等を加えております。修正等を加えた助成金交付要望書の写しを同封しておりますので、助成金交付申請書の提出に当たっては、修正内容を反映した上で当振興会に提出してください（助成金交付要望書に修正がなかった場合でも要望書の写しを同封しております。）。
- ※ 提出された助成金交付申請書は、内容を審査し、より詳細な記載を求めるなど見直しが必要な場合がありますので、あらかじめ、御承知おきください。

御不明な点等がある場合には、直接下記担当までお問い合わせください。

本件連絡先（電話番号）	独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課
音 楽	03-3265-6077、03-3265-6213
舞 踊	03-3265-6192、03-3265-6365
演 劇	03-3265-6178、03-3265-6305 03-3265-6365
伝統芸能・大衆芸能	03-3265-6394、03-3265-6338
FAX:	03-3265-7474（各活動区分共通）
Email:	geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp（各活動区分共通）